

仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業に係る公募型プロポーザル  
質問・回答書

令和3年2月15日（月曜日）までに質問書（様式1）によりいただいた質問に対する回答は以下の通りです。

番号	資料名	頁数	該当箇所	質問事項	回答
1	仕様書	2	5. 委託業務の内容 (3)施設入所児童に対する自立支援イ	SNS相談を行うに際しての機器の準備や環境整備などについての費用は委託費から充当できますか。	SNS相談に対応するために新たにパソコン等の機器が必要となる場合には、購入費用等を事業費として計上して構いません。 リース等により物品を調達する場合は、令和3年4月1日から令和6年3月31日の事業期間中に要する賃借料のみ計上できます。 ただし、本事業の契約締結前に発注したものや既に他の事業のためにリース等を行っているものについては、計上できません。 また、本事業の事業費により取得した物品については、原則として本事業のみに使用しなければなりません。
2	仕様書	2	5. 委託業務の内容 (4)施設等を退所した者に対するアフターケアエ	「住居を失った者」とは「現在住居がない者」という理解でよいでしょうか。また、「当座」というのはどのくらいの期間を想定しておられるでしょうか。 例えばそのような事態が発生することを想定して、本業務の費用でアパートの1室等を確保しておくこともありうるかと考えますでしょうか。	「住居を失った者」とは、施設等から自立した後に居住していたアパートや会社寮などを、近隣トラブル、家賃滞納、退職など何らかの理由により、次の住居が決まっていない状態のまま退去した者を指します。現在住居がない者のほか、退去予告が出されているなど、住居がない状況が差し迫っている者も含まれます。本市としては、おおむね3か月から6か月程度で当座の居場所を出て新たな住居を確保することが望ましいと考えますが、より短期間で住居確保が可能となる支援手法についての提案を期待します。 必要に応じて本事業の事業費をアパート賃借料として使用しても構いません。
3	様式第3号 企画提案書	-	6 委託事業にかかる所要経費の積算	本業務において「消耗品」として購入するものの金額の上限はいくらでしょうか。	消耗品として計上する物品の金額上限は、貴団体における会計規程に基づき判断してください。
4	仕様書	3	7. 業務実施における注意事項(8)	本業務で受託後キャビネットや椅子などが追加で必要になったとき、上記の消耗品の金額の範囲内で購入することも不可でしょうか。	「受託者の責任において準備すること」とは、これらの物品について本市から受託者に貸与等を行わないという趣旨であり、受託者が本事業の事業費を使用して必要な物品を購入することは妨げません。 ただし、実際の執行にあたっては本事業に必要なものか十分に吟味し、購入の際は見積合わせを行うなど、できる限り経済的な事業費執行に努めてください。